

介護保険料額決定のお知らせ

同封の通知は、あなたが65歳を迎えたことにより、小田原市の介護保険第1号被保険者の資格を取得（※）されたため、介護保険料が決定したことをお知らせするものです。

※資格取得日は、65歳の誕生日の前日です。

◆65歳から^(※1)の、介護保険料は自分で納付することになります。

64歳まで^(※2)の介護保険料は、加入している健康保険料（国民健康保険含む）に含まれていました。65歳から^(※1)の、介護保険料はご自身で市へご納付いただくことになります。今年度は、同封の納付書で介護保険料をご納付ください。

来年度以降は、一定の条件を満たしていれば自動的に年金天引きが開始されます。

口座振替のお手続きがお済みの方で、今月から引き落としが開始される場合、納付書は同封されていません。

国民健康保険に加入している方・・・

国民健康保険料に含まれる介護保険料は、あらかじめ64歳まで^(※2)の金額で年間保険料額が算定されています。そのため、65歳以降^(※1)に徴収される今年度の国民健康保険料の月額が下がることはありません。65歳以降^(※1)も介護保険料額が含まれている場合、64歳まで^(※2)のご自身の介護保険料分や、同じ世帯の方（40歳～64歳まで^(※2)）の介護分です。

勤務先等の保険（社会保険）に加入している方・・・

社会保険料に含まれる介護保険料は64歳まで^(※2)の金額ですので、今回通知した保険料とは重複しません。65歳以降^(※1)も社会保険料から介護保険料が継続して引かれている場合は、ご加入の社会保険（勤務先等）にご確認ください。

また、40歳～64歳まで^(※2)の方が同じ社会保険に被扶養者としてご加入の場合、その方の介護保険料は継続して社会保険料に含まれます。

ご家族等の社会保険の被扶養者として加入されている方

65歳から^(※1)の介護保険料は、自分で納付することになります。

生活保護制度を利用している方・・・

生活保護を利用している方でも、65歳以降^(※1)の介護保険料は、自分で納付する必要があります（生活保護費の生活扶助費により賄われます）。

納付方法は、人によって「代理納付（生活保護担当課が保険料の納付を代行すること）」となる場合があります。代理納付の対象であるかは、担当の福祉事務所（生活保護担当課）にお問い合わせください。

（※1）65歳の誕生日の前日の属する月以降

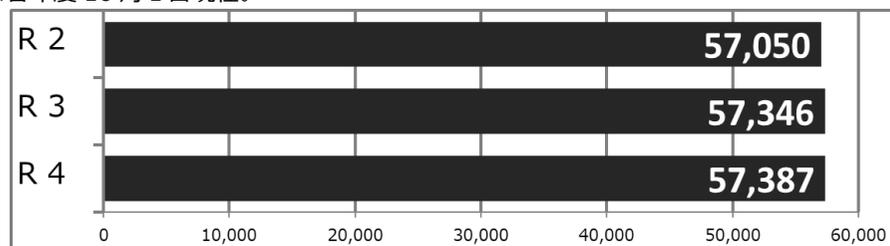
（※2）65歳の誕生日の前日の属する月の前月まで

小田原市の介護保険の状況について

介護保険制度は40歳以上の皆さまが加入者となって保険料をお納めいただき、介護が必要な状態になると1割から3割の自己負担でサービスを利用することができる制度です。この制度は要支援・要介護認定者とその御家族を社会全体で支えるための仕組みです。本市の事業の状況は次のとおりです。

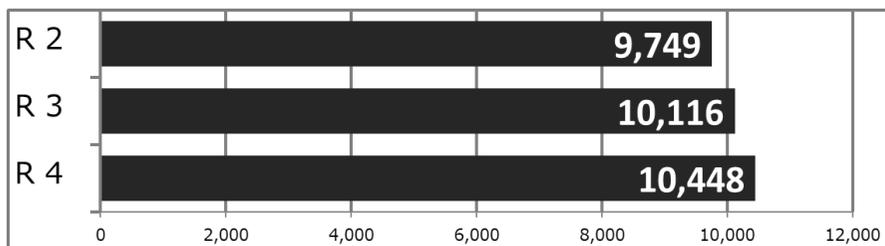
[65歳以上人口の推移] (単位：人)

※各年度10月1日現在。

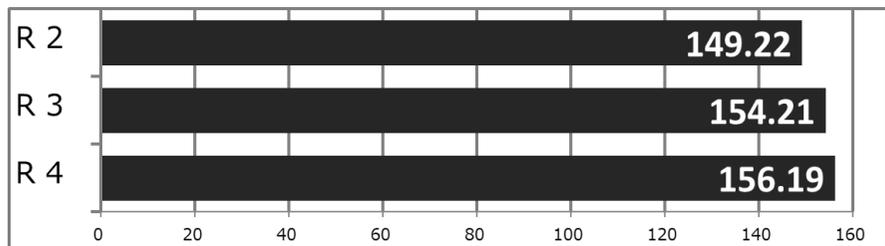


[要支援・要介護認定者数の推移] (単位：人)

※各年度10月1日現在。

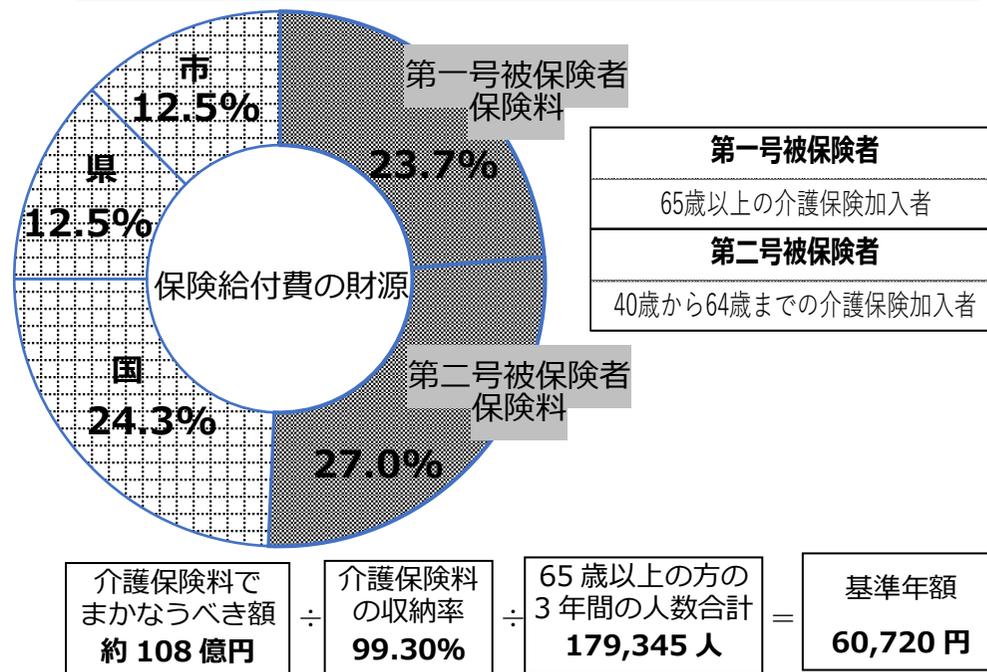


[保険給付費の推移] (単位：億円)



介護保険料について

介護保険事業は国と県、市が負担する「公費」と、皆さまからお納めいただく「介護保険料」を財源として運営しています。介護保険料は、3年間（※現在の保険料は令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)まで）の保険給付費の見込みに基づき算定しています。



介護保険料の負担を抑えるために

市民の皆さまが、介護予防などに取り組み、それぞれの状態に合った介護サービスを効果的に利用することは、皆さまに御負担いただく介護保険料の増額を抑えることにつながります。全国的に介護保険料が上昇傾向の中、本市の令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの保険料の基準年額は、令和2年度(2020年度)までと同額にすることができました。